

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

平成 29 年 2 月 14 日

砥部町告示第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定等)

第 4 条 町長は、指定申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、指定するものと認めたときは砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定通知書（様式第 1 号）により、指定しないものと認めたときは砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者不承認通知書（様式第 2 号）により、申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

3 施行規則第 140 条の 63 の 7 の規定により町が定める指定事業者の指定の期間は、6 年とする。

(指定の拒否)

第 5 条 町長は、指定事業者の指定を行うことにより、砥部町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定を行わないことができる。

(変更の届出等)

第 6 条 指定事業者は、申請事項に変更があったときは、その変更があった日から 10 日以内に、変更届出書を町長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書を町長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開しようとするときは、当該再開しようとする日の10日前までに、再開届出書を町長に提出しなければならない。

(指定の更新の申請等)

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに、指定更新申請書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、指定を更新するものと認めたときは砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定更新通知書(様式第3号)により、指定を更新しないものと認めたときは砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定更新不承認通知書(様式第4号)により、申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の取消し等)

第8条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者取消・停止通知書(様式第5号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第9条 町長は、第3条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は効力の停止(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日、指定更新年月日、指定有効期間満了日、指定辞退年月日及び指定取消年月日

- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他指定等に関し必要と認める事項
(委任)

第 10 条 この告示に規定するもののほか、総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この告示の施行の日前においても、指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

この告示は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定通知書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり指定するよう決定しましたので、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第 4 条の規定により通知します。

記

指 定 事 業 者 の 名 称	
主たる事務所の所在地	
事 業 所 の 名 称	
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
介 護 保 険 事 業 所 番 号	
サ ー ビ ス 種 類	
指 定 年 月 日	
指定の有効期間の満了の日	

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者不承認通知書

年 月 日付けの申請については、次のとおり承認しないよう決定しましたので、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第4条の規定により通知します。

申 請 者 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
事 業 所 の 名 称	
所 在 地	
サ ー ビ ス 種 類	
承 認 し な い 理 由	

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に砥部町を被告として提起することができます。（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定更新通知書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり指定を更新するよう決定しましたので、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

指 定 事 業 者 の 名 称	
主たる事務所の所在地	
事 業 所 の 名 称	
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
介 護 保 険 事 業 所 番 号	
サ ー ビ ス 種 類	
指 定 更 新 年 月 日	
指定の有効期間の満了の日	

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定更新不承認通知書

年 月 日付けの申請については、次のとおり承認しないよう決定しましたので、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第7条の規定により通知します。

申 請 者 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
事 業 所 の 名 称	
所 在 地	
サ ー ビ ス 種 類	
承 認 し な い 理 由	

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に砥部町を被告として提起することができます。（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町介護予防・日常生活支援総合事業事業者取消・停止通知書

次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定を（取消・停止）しましたので、砥部町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第8条の規定により通知します。

指 定 事 業 者 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
事 業 所 の 名 称	
所 在 地	
サ ー ビ ス 種 類	
取 消 （ 停 止 ） の 理 由	
取 消 （ 停 止 ） の 年 月 日	
停 止 の 期 間	

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に砥部町を被告として提起することができます。（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。